柏原市立小・中学校の
適正規模・適正配置について

（中間答申）

令和８年１０月

柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会

目　次

はじめに　・・・

はじめに

全国的に少子化が一層進行する中、学校を取り巻く環境は大きく変化しています。令和７年（２０２５年）の全国の出生数は６７１，２３６人となり、前年から１４，９３７人減少し、統計開始以降最も少ない出生数となっています。また、１人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は１．１４となり、前年から０．０１ポイント低下するなど、少子化は深刻な状況にあります。

柏原市においても、児童生徒数は年々減少しており、４０年前と比較すると約４割の規模となるなど、学校の小規模化が進行しています。このような状況の中、将来にわたって児童生徒により良い教育環境を提供していくためには、学校の適正な規模や配置のあり方について、長期的な視点に立って検討していくことが重要となっています。

柏原市教育委員会では、これまで、平成２７年５月から平成２８年３月まで、及び令和３年７月から令和４年３月まで、「柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会」（以下、「審議会」という。）を設置し、それぞれの答申を踏まえて、「柏原市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」（以下、「方針」という。）を策定・改定してきました。

「方針」に基づく施策として、児童数の減少が顕著であった国分東小学校を令和２年３月に閉校し、国分小学校へ統合しています。

現在、「方針」において定める適正規模の基準を下回る学校は、小学校では９校中５校（堅上小学校、玉手小学校、堅下北小学校、堅下南小学校、旭ケ丘小学校）、中学校では６校中２校（堅上中学校、堅下南中学校）となっており、学校の小規模化は一層進行しています。

こうした状況を踏まえ、柏原市では令和８年度、教育・防災・福祉・財政などの関係部署で構成する「小・中学校適正規模・適正配置ワーキンググループ」を新たに設置し、今後の学校のあり方について検討を進めています。

一方、柏原市教育委員会は、令和８年５月１９日に本審議会を設置し、「柏原市立小・中学校の適正規模及び適正配置の方策に関すること」について諮問しました。

これを受け、本審議会では、児童生徒にとってより良い教育環境を整備することを基本とし、将来の児童生徒数の推移、通学の安全性、学校施設の状況、地域との関わりなど、幅広い観点から審議を重ねてきました。

本中間答申は、これまで５回にわたり審議を行ってきた内容について、現時点における審議結果を取りまとめるとともに、今後さらに検討を深める事項とその方向性を示すものです。

なお、令和８年８月５日には、文部科学省が『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』を１１年ぶりに改訂しました。本審議会では、この改訂の趣旨や内容も必要に応じて参考としながら、学校再編の具体的なあり方についてさらに検討を進めていきます。令和９年２月までに審議を重ね、令和９年３月を目途に最終答申として取りまとめる予定です。

１．市の将来人口推計

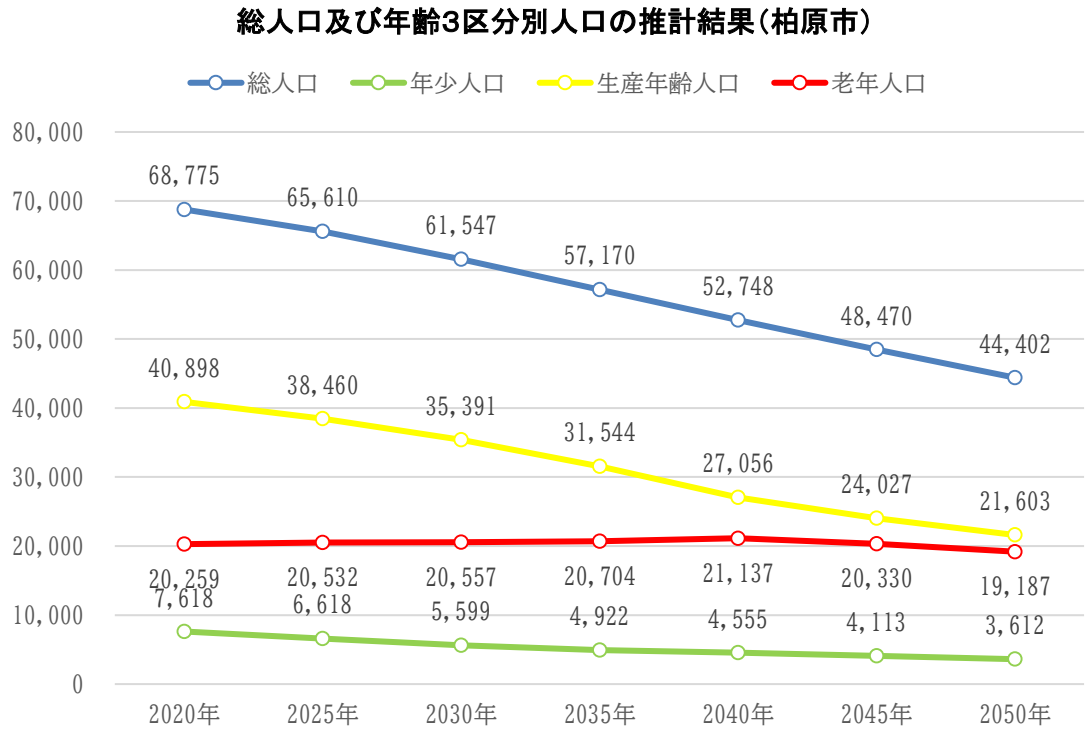
柏原市の総人口は、国勢調査によると、平成７年（１９９５年）の８０，３０３人をピークに減少傾向が続いており、令和７年（２０２５年）は６５，７９４人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所が令和５年（２０２３年）に公表した「日本の地域別将来推計人口」によると、本市の人口は、令和２年（２０２０年）の６８，７７５人から、令和３２年（２０５０年）には４４，４０２人となり、３０年間で２４，３７３人減少すると推計されています。これは、令和２年（２０２０年）の人口と比較して約３５％の減少に当たります。

また、年少人口（０～１４歳）については、令和２年（２０２０年）の７，６１８人から、令和３２年（２０５０年）には３，６１２人となり、約４７％減少すると推計されています。すなわち、今後３０年間で、年少人口は半数程度までに減少することが見込まれています。

さらに、『まち・ひと・しごと創生　柏原市人口ビジョン（改訂版）』（令和８年４月）によると、本市の合計特殊出生率は、全国及び大阪府と比較して低い水準で推移しており、年少人口についても一貫して減少しています。

このように、本市では、総人口の減少に加え、学校教育の対象となる年少人口についても減少が続いており、今後も児童生徒数の減少が見込まれます。こうした人口動態を踏まえ、将来にわたって良好な教育環境を確保するためには、今後の児童生徒数の推移を見据えながら、学校規模や学校配置のあり方を検討していく必要があります。



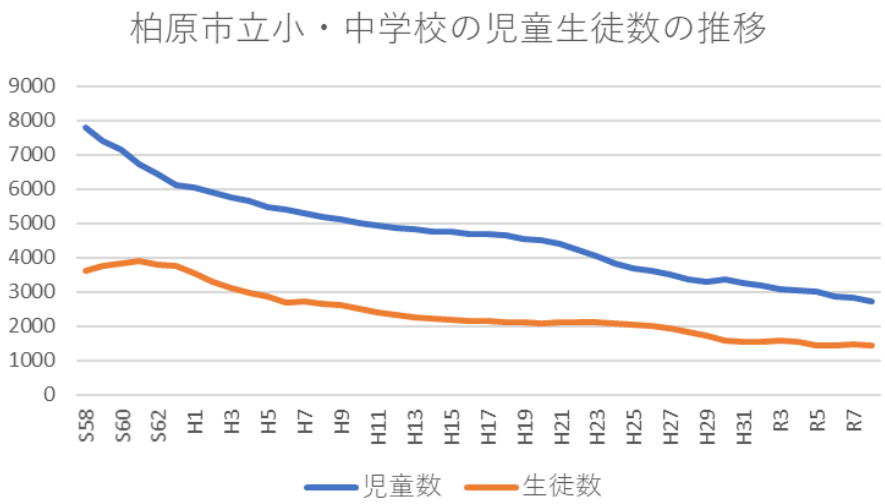
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和５（2023）年推計）」により作成

令和８年４月『まち・ひと・しごと創生　柏原市人口ビジョン（改訂版）』より

２．市立小・中学校の現状

（１）児童生徒数、学級数の現状と今後の見込み

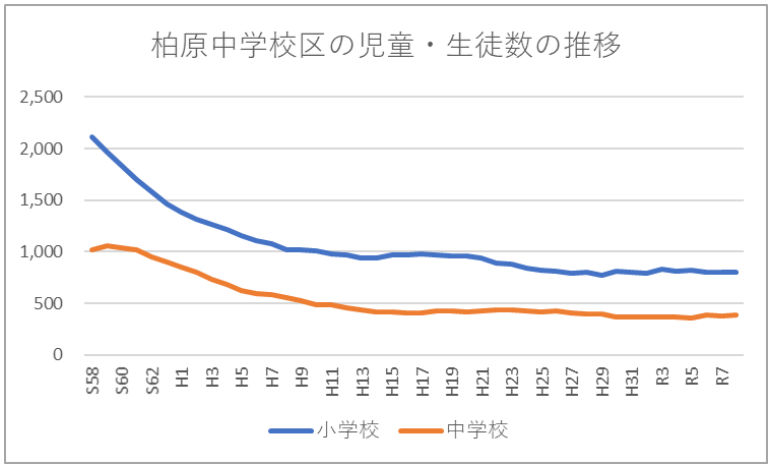
市立小・中学校の児童生徒数は、昭和５８年（１９８３年）には、児童数７，７９９人、生徒数３，６３０人でしたが、令和８年（２０２６年）には、児童数２，７３５人、生徒数１，４４０人となっており、４０年余りの間に、児童数は約６５％、生徒数は約６０％減少しています。



	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和8年
	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2026年
小学校	7159人	5904人	5315人	4868人	4689人	4238人	3507人	3181人	2843人	2735人
中学校	3832人	3298人	2724人	2324人	2158人	2104人	1926人	1563人	1458人	1440人

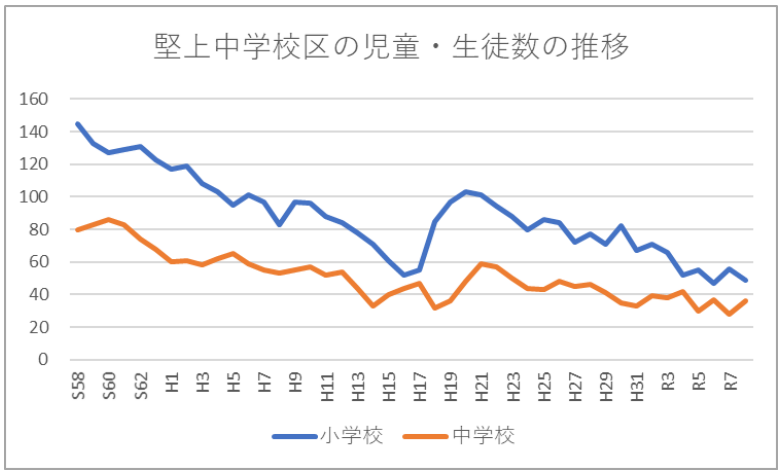
各中学校区における児童生徒数の推移は次のとおりです。

＜柏原中学校区―柏原中学校・柏原小学校・柏原東小学校＞



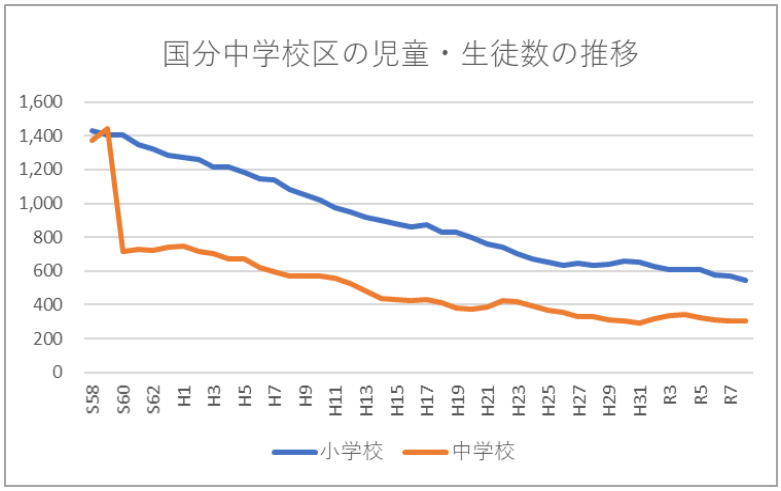
	昭和60年	平成17年	令和8年
	1985年	2005年	2026年
小学校	1843人	968人	801人
中学校	1041人	411人	387人

＜堅上中学校区―堅上中学校・堅上小学校＞　　※平成１８年度より小規模特認校



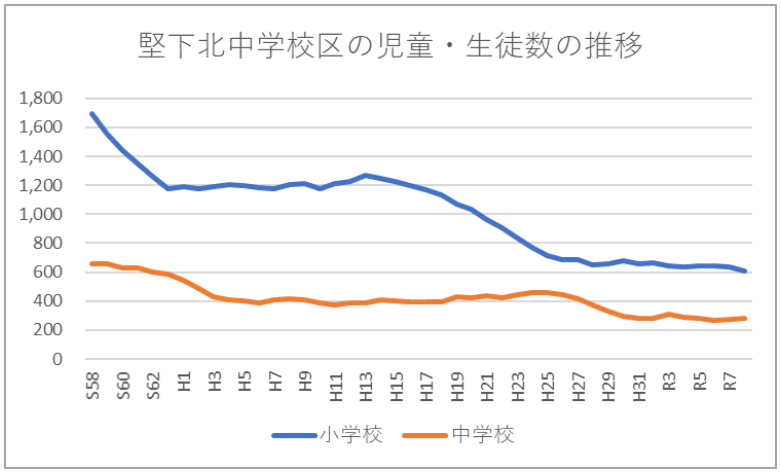
	昭和60年	平成17年	令和8年
	1985年	2005年	2026年
小学校	127人	55人	49人
中学校	86人	47人	36人

＜国分中学校区―国分中学校・国分小学校＞
※昭和６０年に国分中学校より玉手中学校が分離



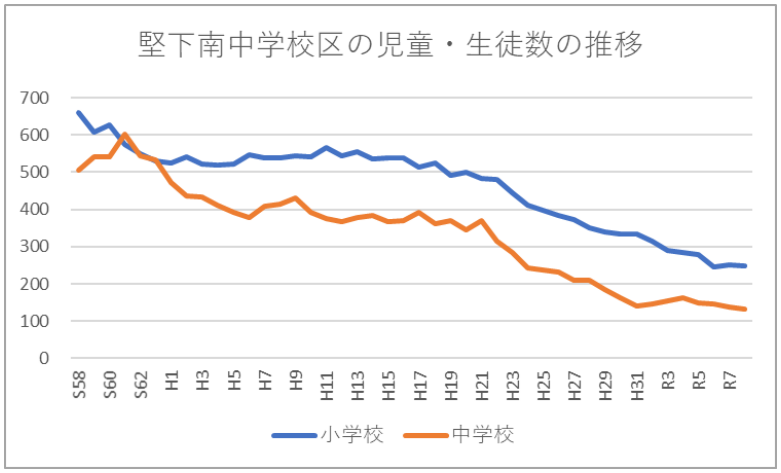
	昭和60年	平成17年	令和8年
	1985年	2005年	2026年
小学校	1407人	875人	547人
中学校	713人	432人	303人

＜堅下北中学校区―堅下北中学校・堅下小学校・堅下北小学校＞
※平成２２年度に中学校の通学区域を再編



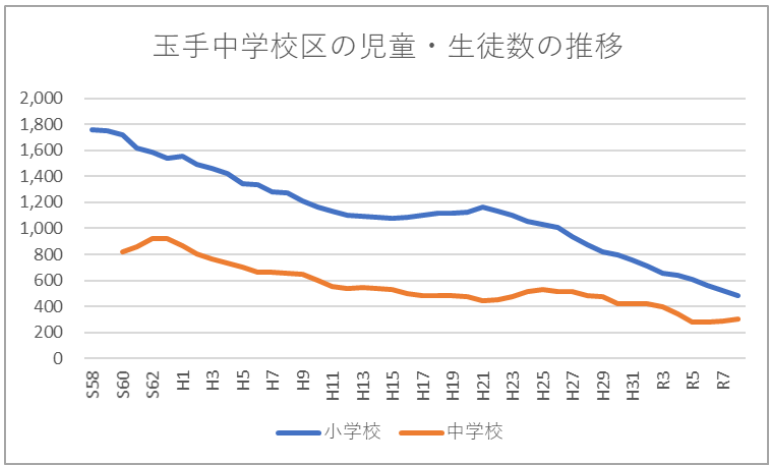
	昭和60年	平成17年	令和8年
	1985年	2005年	2026年
小学校	1440人	1166人	610人
中学校	629人	398人	281人

＜堅下南中学校区―堅下南中学校・堅下南小学校＞
※平成２２年度に中学校の通学区域を再編



	昭和60年	平成17年	令和8年
	1985年	2005年	2026年
小学校	626人	514人	248人
中学校	540人	392人	133人

＜玉手中学校区―玉手中学校・玉手小学校・旭ケ丘小学校＞
※玉手中学校は昭和６０年に開校



	昭和60年	平成17年	令和8年
	1985年	2005年	2026年
小学校	1716人	1102人	480人
中学校	823人	481人	300人

次の表は、市内小学校９校（桜坂小学校を除く）の令和８年５月１日現在の児童数及び学級数、並びに、０歳から５歳までの人口を基に算出した今後の児童数の見込みを示したものです。

令和１４年度の児童数は２，４０７人と推計され、令和８年度と比較して３２８人減少する見込みです。また、学級数は、令和８年度の１０３学級から令和１４年度には１００学級となり、３学級減少する見込みです。

小学校別　年齢別児童数及び学級数集計表（令和8年5月1日時点）

学校名		人数						R8年度	人数						R14年度
		小6	小5	小4	小3	小2	小1	計	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳	計
小学校	柏原小学校	96	73	92	84	83	88	516	92	98	76	74	72	74	486
	柏原東小学校	59	49	48	46	42	41	285	43	42	34	39	40	37	235
	堅下小学校	59	70	55	73	56	58	371	51	59	53	60	53	57	333
	堅上小学校	6	9	8	10	11	5	49	5	0	2	1	2	2	12
	国分小学校	100	116	89	85	83	74	547	68	74	58	66	57	50	373
	玉手小学校	43	51	31	43	36	32	236	44	41	30	36	28	34	213
	堅下北小学校	52	29	60	36	32	30	239	33	39	29	35	39	40	215
	堅下南小学校	30	48	47	34	47	42	248	49	51	41	44	40	51	276
	旭ヶ丘小学校	47	32	45	40	36	44	244	48	49	45	43	39	40	264
小計		492	477	475	451	426	414	2735	433	453	368	398	370	385	2407

※住民基本台帳より算出した就学見込み数

学校名		現在の学級数						R8年度	見込学級数						R14年度
		小6	小5	小4	小3	小2	小1	計	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳	計
小学校	柏原小学校	3	2	3	3	3	3	17	3	3	3	3	2	3	17
	柏原東小学校	2	2	2	2	2	2	12	2	2	1	2	2	2	11
	堅下小学校	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	12
	堅上小学校	1	1	1	1	1	1	6	小規模特認校への応募による						6
	国分小学校	3	4	3	3	3	3	19	2	3	2	2	2	2	13
	玉手小学校	2	2	1	2	1	1	9	2	2	1	1	1	1	8
	堅下北小学校	2	1	2	1	1	1	8	1	2	1	1	2	2	9
	堅下南小学校	1	2	2	1	2	2	10	2	2	2	2	2	2	12
	旭ヶ丘小学校	2	1	2	2	1	2	10	2	2	2	2	2	2	12
小計		18	17	18	17	16	17	103	16	18	14	15	15	16	100

※転出入がない場合 かつ 私学等進学や、
支援学級児童等の人数を見込んだ場合

次の表は、市内中学校６校（桜坂中学校を除く）の令和８年５月１日現在の生徒数及び学級数、並びに、市内小学校の児童数を基に推計した今後の生徒数の見込みを示したものです。

令和１４年度の生徒数は１，２９２人と推計され、令和８年度と比較して１４８人減少する見込みです。

なお、令和８年４月から、中学校における１学級あたりの生徒数の基準が４０人から３５人へ、学年進行により順次変更されることから、生徒数は減少する一方で、学級数については、令和８年度の４７学級から令和１４年度には４５学級となり、２学級の減少にとどまる見込みです。

中学校別　年齢別生徒数及び学級数集計表（令和8年5月1日時点）

学校名		人数			R8年度	人数			R11年度	人数			R14年度
		中3	中2	中1	計	小6	小5	小4	計	小3	小2	小1	計
中学校	柏原中学校	141	115	131	387	155	122	140	417	131	125	129	385
	堅上中学校	15	10	11	36	6	9	8	23	10	11	5	26
	国分中学校	119	88	96	303	100	116	89	305	85	83	74	242
	堅下北中学校	93	85	103	281	111	99	115	325	109	88	88	285
	堅下南中学校	51	46	36	133	30	48	47	125	34	47	42	123
	玉手中学校	105	94	101	300	90	83	76	249	83	72	76	231
小計		524	438	478	1440	492	477	475	1444	452	426	414	1292

※令和8年度実数

学校名		人数			R8年度	見込学級数			R11年度	見込学級数			R14年度
		中3	中2	中1	計	小6	小5	小4	計	小3	小2	小1	計
中学校	柏原中学校	4	3	4	11	4	4	4	12	4	4	4	12
	堅上中学校	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
	国分中学校	3	3	3	9	3	4	3	10	3	3	2	8
	堅下北中学校	3	3	3	9	3	3	3	9	3	3	3	9
	堅下南中学校	2	2	2	6	1	2	2	5	1	2	2	5
	玉手中学校	3	3	3	9	3	3	3	9	3	2	3	8
小計		16	15	16	47	15	17	16	48	15	15	15	45

※私学等進学者や支援学級生徒の人数を見込んだ場合

※令和8年3月法改正　1学級40人→1学級35人

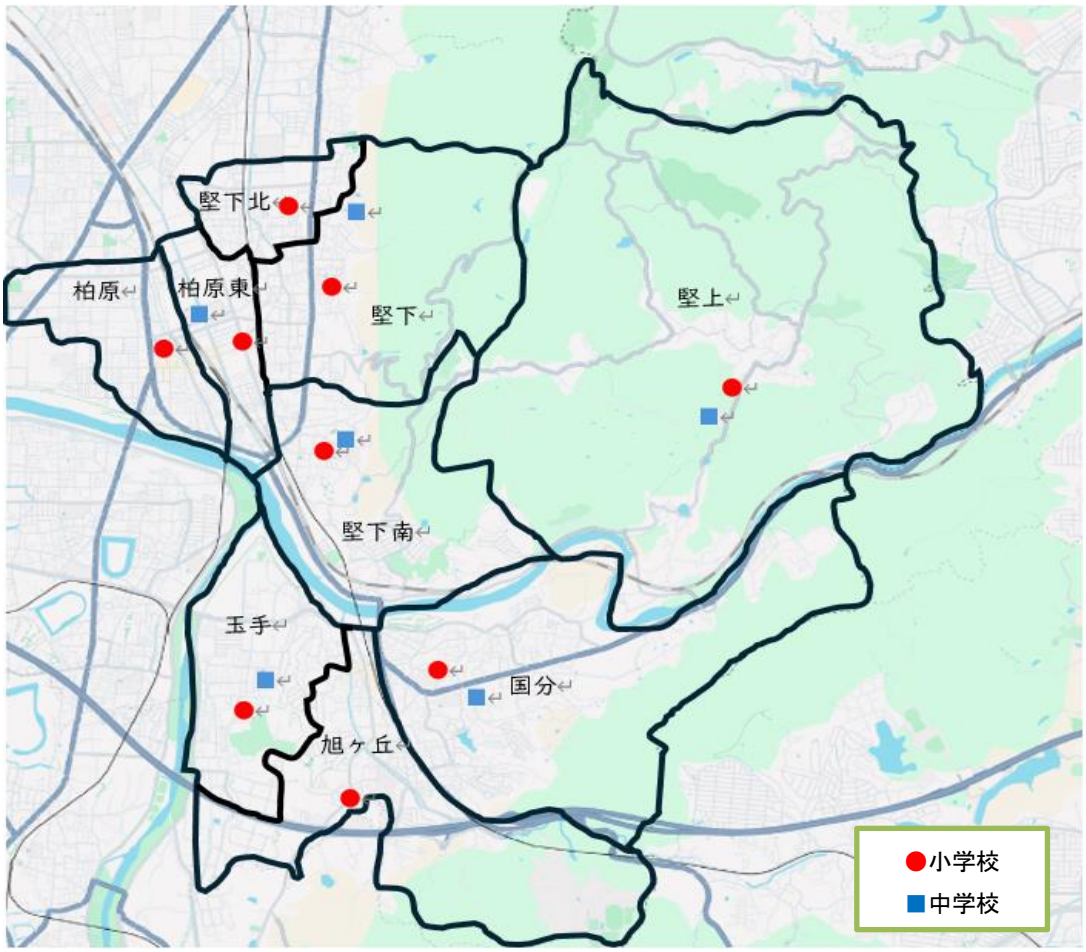
このように、市立小・中学校の児童生徒数は、今後も減少傾向が続くことが見込まれます。減少幅はこれまでと比較して緩やかになるものの、令和１７年（２０３５年）には、児童数２，２７４人、生徒数１，１１０人、令和２７年（２０４５年）には、児童数１，９６６人、生徒数９２９人と推計されており、学校の小規模化がさらに進行することが見込まれます。

（２）通学区域

柏原市教育委員会では、住民票上の住所に基づいて就学すべき学校を指定しており、小学校９校、中学校６校の通学区域を定めています。一方、保護者からの申請により、一部の区域について就学先の変更を認めています。例えば、国分小学校区の通称「高井田東住宅地区」については堅下南小学校へ、旭ケ丘小学校区の円明町の一部については玉手小学校へ、それぞれ就学先を変更することができます。

また、堅上小学校及び堅上中学校については、平成１８年度から小規模特認校として、市内全域から児童生徒を募集しています。

このほか、柏原市教育委員会が定める基準に該当する場合には、就学指定校を変更することができる制度があります。



【中学校区との対応】

柏原中学校区　：　柏原小学校区・柏原東小学校区
堅上中学校区　：　堅上小学校区及び市内全域（小規模特認校制度※）
国分中学校区　：　国分小学校区
堅下北中学校区　：　堅下小学校区・堅下北小学校区
堅下南中学校区　：　堅下南小学校区
玉手中学校区　：　玉手小学校区・旭ケ丘小学校区

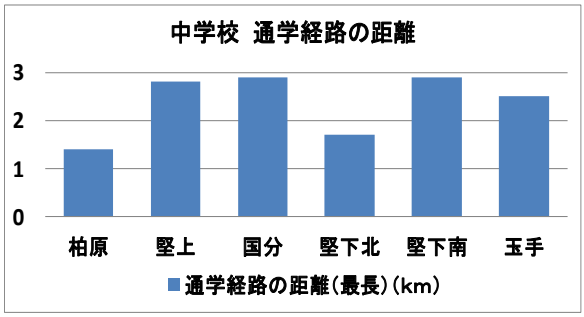
※小規模特認校制度とは、小規模な学校に対する方策の１つで、一定の条件のもと、市内全域から通学を認める制度です。2024年10月時点で、全国で少なくとも270以上の市区町村が本制度を導入しています。

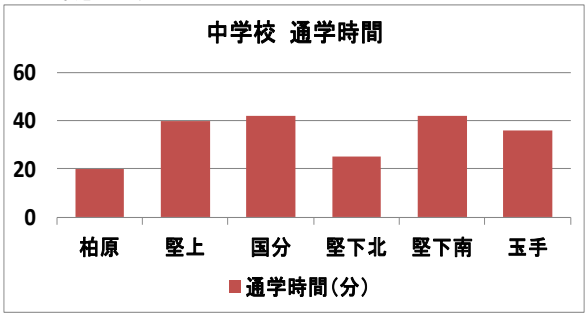
各小学校区及び中学校区における最長の通学距離及び徒歩による通学時間は、次のとおりです。

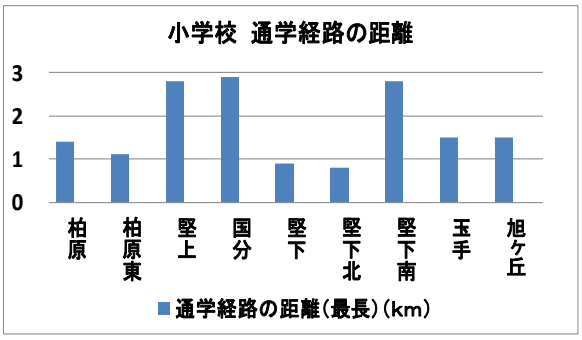
各校区の最長の通学距離及び通学時間（徒歩）

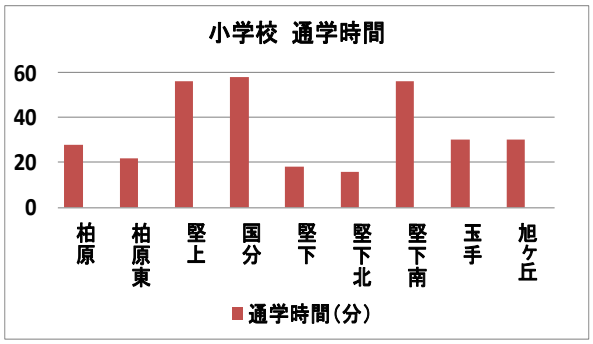
中学校	柏原		堅上	国分	堅下北		堅下南	玉手	
通学経路の距離（最長）（km）	1.4		2.8	2.9	1.7		2.9	2.5	
通学時間（分）	20		40	42	25		42	36	
小学校	柏原	柏原東	堅上	国分	堅下	堅下北	堅下南	玉手	旭ヶ丘
通学経路の距離（最長）（km）	1.4	1.1	2.8	2.9	0.9	0.8	2.8	1.5	1.5
通学時間（分）	28	22	56	58	18	16	56	30	30

※小学生は50m/分、中学生は70m/分として計算（起伏等地形の考慮なし）









堅上、国分、堅下南の各中学校区は、それぞれ１小学校・１中学校で構成されており、通学区域が比較的広く、通学距離は最長で約３ｋｍとなっています。

これらの校区では、児童生徒の通学に係る負担を軽減するため、スクールバス等による通学支援や自転車通学の許可などの対応が行われています。

堅上小学校では、小規模特認校制度を利用する児童を対象として、河内国分駅及び高井田駅から学校付近までのスクールバスを運行しています。スクールバスの利用に係る費用は保護者の負担となっています。一方、堅上中学校では、電車や徒歩による通学となっています。

国分小学校では、令和２年３月の国分東小学校の閉校に伴い、一部地域の児童を対象として、登下校時に循環バス「きらめき号」を利用できるようにしています。一方、国分中学校では、徒歩通学となっています。

堅下南小学校では、青山台地区や児童養護施設「武田塾」の１～３年生の児童と、元高井田分校校区の１～２年生を対象として、登校時に、安堂駅までのスクールバスを運行しています。下校時は全学年が徒歩で帰宅しています。また、堅下南中学校では、高井田東地区以遠に居住する生徒について、自転車通学を認めています。

（３）学校施設の状況

本市の学校施設の建築年数は、次のとおりです。

施設の状況（令和８年度）

小学校名（建築年）				経過年数	中学校名（建築年）		
			国分・校舎① (S40)		柏原・校舎① (S37/39)	国分・校舎① (S37)	国分・体育館① (S40)
		堅下・校舎① (S41)	柏原東・校舎① (S41)	築60年 (S41)			
	国分・校舎② (S44/45)	堅下・校舎② (S45/46/47)	柏原・校舎① (S43/46/48)		柏原・校舎② (S46/47)	国分・校舎② (S46/48)	
玉手・体育館 (S49)	堅下北・校舎① (S49)	玉手・校舎 (S48/50)	柏原東・校舎② (S45/47)				
		堅下北・体育館 (S50)	堅下・校舎③ (S51)	築50年 (S51)	堅下北・校舎 (S51)		
	堅下南・体育館 (S53)	堅下南・校舎① (S52)	国分・校舎③ (S52)		国分・校舎③ (S53)	堅下北・体育館 (S52)	
	旭ケ丘・体育館 (S57)	旭ケ丘・校舎 (S56)	柏原・校舎② (S55/56/57)		堅下南・校舎 (S58)	堅下南・体育館 (S59)	
			柏原東・校舎③ (S60)		玉手・校舎 (S60)	玉手・体育館 (S60)	国分・体育館② (S60)
		堅下・体育館 (S61)	柏原東・校舎③ (S61)	築40年 (S61)			
					柏原・体育館 (H1)		
		国分・校舎 体育館 (H2)	堅上・校舎 体育館 (H2)				
				築35年 (H3)	堅上・校舎 (H3)	堅上・体育館 (H3)	
			柏原・体育館 (H6)				
		堅下南・校舎② (H13)	堅下北・校舎② (H13)	築25年 (H13)			
			柏原東・体育館 (H15)				

現在使用している学校施設については、すべて耐震性が確保されています。

一方で、建築後５０年以上を経過している建物もあり、施設の老朽化が進んでいるほか、設備についても更新が必要となっているものがあります。

今後、学校施設の維持・更新については、施設の老朽化の状況に加え、将来の児童生徒数の推移や学校規模・配置のあり方等を踏まえ、総合的に検討していく必要があります。

３．市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方

（１）適正規模の基準

「方針」では、学校の適正規模について、次のとおり定めています。

学校の適正規模

	小規模校	適正規模
小学校	11学級以下	12学級以上24学級以下 （1学年2学級以上）
中学校	8学級以下	9学級以上15学級以下 （1学年3学級以上）

令和８年度現在、小学校９校のうち５校（堅上小学校、玉手小学校、堅下北小学校、堅下南小学校、旭ケ丘小学校）、中学校６校のうち２校（堅上中学校、堅下南中学校）が、適正規模の基準を下回っています。

小規模校には、児童生徒一人ひとりの状況を把握しやすく、きめ細かな指導や支援を行いやすいこと、児童・生徒と教職員との関係が密接になりやすいこと、学校行事や児童・生徒会活動等において、一人ひとりが役割を担う機会が多くなることなどの利点があります。また、学年や学級を越えた交流が行いやすく、学校全体として一体感を持った教育活動を進めやすいという面もあります。

その反面、児童生徒数が少ないことにより、学級内で多様な考え方に触れたり、互いに切磋琢磨したりする機会が少なくなることがあります。また、学級数が少ない場合には、クラス替えができないことや、教職員の配置数が限られることによって担当できる教科や校務分担に制約が生じること、学校行事や部活動等の活動内容や選択肢が限られることなど、教育活動や学校運営上の課題が生じることも考えられます。

一定の学校規模を確保することは、児童生徒が多様な考え方に触れ、互いに学び合う機会を確保するとともに、教育活動の充実、教職員の指導体制の確保及び円滑な学校運営を図る上で重要です。

（２）地理的条件等により適正規模を実現することが困難な場合

学校の適正規模については、一定の学級数を確保することが望ましい一方、地理的条件等により、適正規模を実現することが困難な場合もあります。このような場合には、小規模校の特性を生かしながら、学習面・生活面・学校経営面等において、教育活動の充実を図るための工夫や取組を行うことが重要です。例えば、話し合い活動や協働的な学習を通して多様な考えに触れ、互いのよさを認め合う機会を確保することや、異学年による縦割り活動等を通して、児童生徒同士の交流の場を広げることなどが考えられます。

こうした取組を通して教育効果を高めるためには、各学年に学級が存在し、複式学級とならないことに加え、一定程度の児童生徒数を確保することが重要です。「方針」においても、１学年２０名程度の児童生徒が在籍していることを一つの目安として示しています。本審議会においても、地理的条件等により適正規模を実現することが困難な学校については、次の２点を目安として捉えることが適当と考えます。

取組の工夫により教育効果を高めることが可能な学校規模の目安

〇各学年に学級が存在していること（複式学級※ではないこと）

〇1学年に20名程度の児童生徒が在籍していること

※複式学級とは、2つ以上の学年の児童生徒で構成される学級のことです。異なる学年が同じ教室で授業を受けるため、一方の学年が教員から直接指導を受けている間、もう一方の学年は課題学習等を行うこととなります。複式学級となる児童生徒数は、小学校では16名以内（1年生を含む場合は8名以内）、中学校では8名以内とされています。

本市では、堅上小学校及び堅上中学校を、地理的条件等から適正規模を実現することが困難な学校と捉え、これまでも学校運営上の工夫や小規模特認校制度の活用等により、教育活動の充実を図ってきました。小規模特認校制度については、平成１８年度から堅上小学校、平成１９年度から堅上中学校に導入し、通学区域を市内全域に広げることで、学校の存続と教育環境の充実を図ってきたものです。

堅上小学校及び堅上中学校では、幼小中の施設が隣接していることや、豊かな自然に囲まれた立地を生かした教育活動を行うとともに、少人数のよさを生かしたきめ細かな指導に取り組んでいます。また、外国語教育やＩＣＴ教育といった先進的な取組を推進し、その成果を他校に発信するパイロット校としての役割も担ってきました。現在は、次期学習指導要領を見据え、「カタカミライ科」と称する探究的な学習の実践に取り組んでいます。

こうした教育を求め、現在、小中合わせて６０名程度の児童生徒が小規模特認校制度を活用していることから、堅上小学校及び堅上中学校は、小規模校のよさを生かした特色ある教育を推進する学校として、一定の教育的役割を果たしているものと考えます。

なお、堅上小学校及び堅上中学校の校舎は、建設当時の地域の児童生徒数を踏まえ、教室数は１学年１学級、教室の大きさは１クラス２０名程度を想定した規模となっています。このため、小規模特認校制度による受入れについても、学校施設の規模等を踏まえ、適切な範囲とする必要があります。

以上のことから、堅上小学校及び堅上中学校については、適正規模の基準を一律に適用するのではなく、これまでの取組を継承・発展させながら、今後も公教育における選択肢の一つとして存続させることが妥当であると考えます。

（３）適正配置の基準

通学距離については、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」において、小学校はおおむね４ｋｍ以内、中学校はおおむね６ｋｍ以内とされています。これは、学校統合に伴う施設整備に係る国庫負担の対象となる場合の要件の一つとして定められているものです。また、文部科学省の『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』においても、小学校は４ｋｍ以内、中学校は６ｋｍ以内という通学距離の考え方が示されています。

一方、本市には、通学区域に山地を含む学校や、平地の学校と比べて通学路に高低差のある学校もあることから、通学距離だけでなく、地理的条件や通学時における児童生徒の負担等を考慮する必要があります。こうした本市の地域特性を踏まえ、「方針」では、通学距離の目安として、小学校はおおむね３ｋｍ以内、中学校はおおむね４ｋｍ以内を基準としています。

学校の適正配置（通学距離）

【小学校】 おおむね3km以内
【中学校】 おおむね4km以内

学校の再編整備による通学校の位置や通学区域の変更に伴い、通学距離や通学時間が増加する可能性があることから、児童生徒の通学負担や安全性を十分に考慮する必要があります。通学距離が長くなる場合には、スクールバス等の通学手段を確保することも考えられますが、徒歩による通学機会が減少することによる体力面への影響、運行経費や運行体制、乗降場所における安全確保等についても考慮する必要があります。

学校の再編整備を検討するに当たっては、通学距離だけでなく、地理的条件、通学路の安全性、児童生徒の身体的な負担、徒歩による通学の意義、スクールバス等の通学手段などを総合的に勘案し、児童生徒にとって安全で安心な通学環境を確保することが重要です。

（４）学校規模・学校配置の適正化を検討する際の視点

①地域とともにある学校

（ア）教育活動の充実による子どもの育成

学校規模の適正化は、様々な要素が関係する困難な課題ですが、あくまでも児童生徒の教育条件の改善を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現する観点から検討することが重要です。

（イ）通学条件の整備

再編整備に伴い通学区域が変更される場合には、通学路の状況、登下校時間帯の交通量、防犯上の課題等を十分に把握し、児童生徒の安全を確保する必要があります。また、通学距離や通学時間が増加する場合には、徒歩による通学に加え、自転車、スクールバス、鉄道等の利用など、地域の実情に応じた通学手段について検討する必要があります。

（ウ）地域とともに育つ学校づくり、地域活性化に貢献する学校づくり

小・中学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域コミュニティの核として、防災や地域交流等の様々な役割を担っています。再編整備にあたっては、こうした学校が地域において果たしている役割にも留意し、保護者の意見を尊重するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、丁寧に検討を進めることが重要です。

（エ）自然災害に対する備え

本市には土砂災害警戒区域等が点在していることから、学校が避難所や地域の防災拠点として果たしている役割にも留意する必要があります。学校の再編整備にあたっては、災害リスクや避難経路等を踏まえ、安全性の確保と地域の防災機能の維持について考慮する必要があります。

（オ）学校設置や校区編成の歴史的経緯等への留意

各学校や通学区域には、それぞれの設置経過や地域との関わりがあり、長年にわたり地域社会とのつながりが形成されています。学校の再編整備にあたっては、こうした歴史的経緯や地域との関係にも十分留意し、地域の理解を得ながら検討することが重要です。

②小中一貫教育の推進

柏原市では、平成２４年度から「幼小中一貫教育基本方針」に基づき、すべての中学校区において施設分離型の小中一貫教育を推進しています。義務教育９年間を見通した学びの連続性を高めるため、中学校区ごとに「めざす子ども像」を設定し、児童生徒の交流活動、教職員の合同研修、教員の相互乗り入れ授業など、学校間の連携を進めています。また、就学前施設と小学校の連携による「架け橋プログラム」にも取り組んでいます。こうした取組により、学びや生活の円滑な接続を図るとともに、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導や支援につなげています。

国においても、平成２８年４月の改正学校教育法により義務教育学校の制度が創設されるなど、小中一貫教育を推進するための環境が整備されており、全国的にも小中一貫校や義務教育学校の導入が進んでいます。

学校の適正規模・適正配置を検討する際には、これまで本市が進めてきた小中一貫教育の取組を踏まえ、９年間を見通した教育の充実や、小中学校間の連携をより一層進めることができる学校配置を考えることが重要です。その際には、小中一貫校や義務教育学校などの学校のあり方についても、地域の実情や教育的効果等を踏まえ、選択肢の一つとして検討することが考えられます。

（５）保護者・市民の意識

①令和６年度 アンケート結果

柏原市教育委員会が令和６年度に、小・中学校の保護者及び市政モニターを対象として実施した「これからの学校教育について」のアンケート結果は、次のとおりです。

保護者アンケート

対　　象：小・中学校保護者
実施期間：令和7年1月20日～令和7年2月7日
回 答 率：小学校　40%（回答1162人／児童数2905人）
　　中学校　28%（回答　403人／生徒数1433人）

○小学校児童数は法令によると、「1学級35人を標準とする」となっていますが、どの程度の学級人数が望ましいと思われますか。

1学級あたり20人以下	17．3%
1学級あたり21人から30人	**64．5%**
1学級あたり31人から35人	17．2%
1学級あたり36人以上	0．9%

○中学校生徒数は法令によると、「1学級40人を標準とする」となっていますが、どの程度の学級人数が望ましいと思われますか。

1学級あたり20人以下	8．2%
1学級あたり21人から30人	**43．9%**
1学級あたり31人から35人	38．7%
1学級あたり36人から40人	8．9%
1学級あたり41人以上	0．2%

（※注）
令和８年３月の法改正により、中学校の学級編成基準が「１学級３５人を標準とする」と改定されました。

○小学校の学級数は、法令によると「1学年あたり2～3学級を標準とする」となっていますが、どの程度の学級数が望ましいと思われますか。

1学年あたり1学級	0．8%
1学年あたり2学級	22．6%
1学年あたり3学級	**65．7%**
1学年あたり4学級	10．9%

○中学校の学級数は、法令によると「1学年あたり4～6学級を標準とする」となっていますが、どの程度の学級数が望ましいと思われますか。

1学年あたり1～2学級	4．5%
1学年あたり3～4学級	**82．6%**
1学年あたり5学級以上	12．9%

○小学校の通学距離は、法令によると「おおむね4キロメートル以内」となっていますが、どの程度の距離まで通学可能範囲と思われますか。

1km以内	17．4%
2km以内	**35．0%**
3km以内	17．5%
4km以内	16．9%
距離は問わない	13．3%

○中学校の通学距離は、法令によると「おおむね6キロメートル以内」となっていますが、どの程度の距離まで通学可能範囲と思われますか。

2km以内	**37．7%**
4km以内	33．0%
6km以内	17．1%
距離は問わない	12．2%

１学級あたりの児童生徒数については、小・中学校ともに「２１人～３０人」を望ましいとする回答が最も多くなっています。また、１学年あたりの学級数については、小学校では「３学級以上」、中学校では「３～４学級以上」を望ましいとする回答が最も多くなっています。通学距離については、小・中学校ともに「２ｋｍ以内」を望ましいとする回答が最も多くなっています。

これらの結果から、保護者からは、一定の学級規模を確保することや、過度な通学負担とならないことを望む意見が多いことが分かります。

また、学校に期待する役割については、「施設・備品の老朽化への対応」に関する意見が最も多く、その他にも、「通学の安全確保」、「部活動の充実」、「放課後の居場所づくり」、「地域と学校とのつながり」などに関する意見がありました。

市政モニターアンケート

対　　象：市政モニター
実施期間：令和7年2月4日～令和7年2月18日
回 答 率：70%（回答69人／市政モニター99人）

〇小学校児童数は法令によると、「1学級35人を標準とする」となっていますが、
どの程度の学級人数が望ましいと思われますか。

1学級あたり20人以下	15．9%
1学級あたり21人から30人	**55．1%**
1学級あたり31人から35人	26．1%
1学級あたり36人以上	1．4%
無回答	1．4%

〇中学校生徒数は法令によると、「1学級40人を標準とする」となっていますが、
どの程度の学級人数が望ましいと思われますか。

1学級あたり20人以下	11．6%
1学級あたり21人から30人	31．9%
1学級あたり31人から35人	**40．6%**
1学級あたり36人から40人	13．0%
1学級あたり41人以上	1．4%
無回答	1．4%

（※注）
令和８年３月の法改正により、中学校の学級編成基準が「１学級３５人を標準とする」と改定されました。

〇小学校の学級数は、法令によると「1学年あたり2～3学級を標準とする」となっていますが
どの程度の学級数が望ましいと思われますか。

1学年あたり1学級	1．4%
1学年あたり2学級	23．2%
1学年あたり3学級	**56．5%**
1学年あたり4学級	15．9%
無回答	2．9%

〇中学校の学級数は、法令によると「1学年あたり4～6学級を標準とする」となっていますが、
どの程度の学級数が望ましいと思われますか。

1学年あたり1～2学級	8．7%
1学年あたり3～4学級	**60．9%**
1学年あたり5学級以上	27．5%
無回答	2．9%

○小学校の通学距離は、法令によると「おおむね4キロメートル以内」となっていますが、どの程度の距離まで通学可能範囲と思われますか。

1km以内	10．1%
2km以内	**47．8%**
3km以内	10．1%
4km以内	17．4%
距離は問わない	14．5%

○中学校の通学距離は、法令によると「おおむね6キロメートル以内」となっていますが、どの程度の距離まで通学可能範囲と思われますか。

2km以内	21．7%
4km以内	**37．7%**
6km以内	20．3%
距離は問わない	20．3%
無回答	0．0%

１学級あたりの児童生徒数については、小学校では「２１人～３０人」、中学校では「３１人～３５人」を望ましいとする回答が最も多くなっています。また、１学年あたりの学級数については、保護者と同様に、小学校では「３学級以上」、中学校では「３～４学級以上」を望ましいとする回答が最も多くなっています。通学距離については、小学校では「２ｋｍ以内」、中学校では「４ｋｍ以内」を望ましいとする回答が最も多くなっています。

１学年あたりの学級数については、クラス替えの機会、多様な人との関わり、学校行事や集団教育活動の充実、学校生活の活気などを理由として、一定の学級数を望む意見が見られました。

また、学校に期待する役割については、「空き教室の有効活用」、「休日等におけるグラウンド等の開放」、「地域と子どもたちとの交流の充実」などに関する意見が寄せられました。

②令和７年度 地域説明会及び意見募集の結果

柏原市教育委員会は、令和７年度に、各小学校区の青少年健全育成会において、児童生徒数の現状と今後の推計、市が考える学校の適正規模等について説明を行いました。

各小学校区の青少年健全育成会における説明

玉手小学校	令和7年　9月　4日（木）　19時30分～
堅下北小学校	令和7年　9月　5日（金）　19時30分～
国分小学校	令和7年　9月16日（火）　19時～
柏原東小学校	令和7年　9月17日（水）　19時30分～
柏原小学校	令和7年　9月18日（木）　19時～
堅下小学校	令和7年　9月25日（木）　19時30分～
堅下南小学校	令和7年10月14日（火）　19時30分～
旭ケ丘小学校	令和7年10月15日（水）　19時～
堅上小学校	令和7年11月　7日（金）　19時～

〇出席者：青少年健全育成会会長、PTA会長、地域団体（区長会、民生児童委員、青少年指導員、保護司会、福祉委員会、更生保護女性会等）の代表、学校管理職　等

〇内　容：児童生徒数の現状と今後の推計、市が考える学校の適正規模　等

地域からは、「今後の児童・生徒数を見通す上で、マンション建設や宅地開発等の動向も考慮する必要がある」との意見や、「若い世代への丁寧な説明」を求める意見がありました。また、「小規模校の良さについても考慮すべきである」との意見や、「国の基準をそのまま適用するのではなく、本市の地域特性を踏まえて判断すべき」との意見がありました。一方で、クラス替えができないことや部活動において人数を確保することが難しいことなどから、「小規模校が抱える課題への早急な対応」を求める意見もありました。

また、柏原市教育委員会は、上記説明会の配付資料をホームページに掲載し、令和８年２月末まで「より良い教育環境とは」といった観点から意見募集を行いました。その結果、「通学距離や通学の安全性」を重視する意見、「部活動の地域展開を踏まえた活動機会の充実」を求める意見、「施設一体型小中一貫校を中長期的な学校再編の選択肢として検討すること」を求める意見などが寄せられました。

保護者や市民の意識として、一定の学校規模の確保や、児童生徒数の減少を踏まえた学校の適正規模・適正配置の検討について、市の考え方と方向性を同じくする意見が多く見られました。

一方で、小規模校の良さや地域の実情を踏まえた検討を求める意見もあり、通学の安全性、学校施設の充実、地域とのつながりなど、学校のあり方について多様な意見が寄せられました。

４．学校の再編整備のあり方

（１）学校の再編整備を検討する上での基本的な考え方

学校の再編整備は、児童生徒の教育条件の改善を基本とし、より良い教育環境を確保する観点から検討する必要があります。

一方、学校は教育の場であるとともに、地域の交流や活動の拠点として、地域コミュニティを支える役割も担っています。そのため、適正規模・適正配置の基準を踏まえつつ、学校規模や配置だけでなく、地域とのつながり、学校施設の状況等を総合的に考慮し、教育とまちづくりの両面から検討することが重要です。

また、地域によって地理的条件や人口動態、学校が果たす役割等は異なることから、一律の基準によるのではなく、それぞれの地域の実情や将来像を踏まえて検討する必要があります。

再編整備には教育環境の充実等が期待される一方、通学距離の増加や地域とのつながりへの影響などの課題もあります。こうした効果と課題を踏まえ、保護者や地域住民への十分な情報提供と意見交換を行いながら、慎重に検討を進めることが必要です。

（２）市立小・中学校の歴史的経緯

本市の小・中学校は、児童生徒数の増加や地域の発展等に伴い、既存の学校から分離して新たな学校を設置するなど、時代の変化に応じて整備されてきました。

小学校については、柏原小学校から柏原東小学校、堅下小学校から堅下北小学校及び堅下南小学校、国分小学校から玉手小学校、旭ケ丘小学校及び国分東小学校が分離・新設されました。なお、国分東小学校は令和２年３月をもって閉校し、国分小学校と統合しています。

中学校についても、柏原中学校から堅下北中学校及び堅下南中学校、国分中学校から玉手中学校が分離・新設されるなど、児童生徒数の増加に対応して学校が整備されてきました。

このように、本市の学校配置は、その時々の児童生徒数や地域の発展等を背景として形成されてきたものであり、今後の再編整備にあたっては、こうした歴史的経緯を踏まえ、現在の児童生徒数や地域の状況、将来のまちの姿等を総合的に勘案することが重要です。

（３）今後の再編整備の方向性

将来の児童生徒数の推移を見据え、計画的に再編整備を進め、一定の学校規模を確保することで、教育環境の維持・向上と学校運営の安定化を図る必要があります。

特に、児童生徒数の増加に伴って分離・新設された学校については、学校規模の確保が困難となった場合は、分離・新設以前の学校の枠組みに戻すことを基本的な方向性の一つとして、再編整備を検討することが考えられます。ただし、学校規模だけでなく、通学の安全性、地域とのつながり、学校施設の状況等を踏まえ、教育とまちづくりの両面から判断する必要があります。そのため、今年度、庁内に設置した「小・中学校適正規模・適正配置ワーキンググループ」において、教育・まちづくり・防災・福祉・財政等の多面的な視点から、再編後の学校の役割や、学校を含む公共施設、地域活動のあり方についても検討しており、市全体のまちづくりや地域の将来像を見据えて進める必要があると考えます。

そして、実際に再編整備を進めるにあたっては、背景や効果、課題について丁寧に説明し、保護者や地域住民との対話を重ねながら、地域との合意形成を図り、慎重に進めることが必要です。

また、市内のすべての地域について同時に再編整備を進めることは現実的ではないことから、児童生徒数の推移、学校施設の状況、地域の特性、再編整備の必要性・緊急性等を踏まえ、優先して検討する地域を定め、段階的に進めることが適切です。

５．市立小・中学校の再編整備の方策

（１）再編整備を優先して検討する中学校区

「方針」に定める適正規模を下回る学校を含む中学校区は、堅上中学校区、堅下北中学校区、堅下南中学校区、玉手中学校区の４中学校区です。

これらの中学校区について、児童生徒数の将来推計、学校規模、通学条件、学校施設の状況、地域の特性、学校設置・校区編成の歴史的経緯、これまでの取組や保護者・地域住民の意見等を踏まえ、再編整備の必要性及び優先度を比較・検討しました。

堅上中学校区（堅上小学校・堅上中学校）

○堅上小学校、堅上中学校は、市内全域から通学が可能な小規模特認校（全学年単学級、各学年２０名程度）です。毎年、児童生徒を募集していることから、今後の正確な児童生徒数の推移を予測することは難しい状況にあります。

○本来の堅上小・中学校の校区は、柏原市の面積のおよそ３分の１を占め、その全域が山間部です。本来の通学区域では、通学距離は最長で約２．８ｋｍとなります。また、小規模特認校制度を活用し、本来の通学区域以外から通学する小学生にはスクールバスによる通学支援を行っており、中学生は、徒歩や電車で通学しています。

○堅上小学校、堅上中学校ともに、本市において最も長い歴史を有する学校の一つです。

○堅上中学校の運動場の一部が土砂災害警戒区域に含まれていますが、大規模災害時には、学校が防災拠点として重要な役割を担うことが期待されます。

○豊かな自然環境を生かした教育や、幼小中の連続した学びなど、少人数であることを生かした特色ある教育を行っています。こうした教育を求めて、毎年、小・中学校合わせて６０名程度の児童生徒が小規模特認校制度を利用して通学しています。

○英語教育やＩＣＴ教育などの先進的な教育実践を他校へ広げる役割を担ってきており、今後もその役割が期待されています。

○堅上小学校、堅上中学校は山村地域に位置しているため、他地域に比べ、地域コミュニティの核としての役割が大きいことから、地域の活性化の観点も踏まえ、学校を存続させ、これまで培ってきた特色ある教育を継続していくことが適切であると考えます。

堅下北中学校区（堅下小学校・堅下北小学校・堅下北中学校）

○令和８年度時点で、堅下小学校は１２学級、堅下北中学校は９学級となっており、今後、児童生徒数は徐々に減少するものの、当面は適正規模で推移することが見込まれます。
○堅下北小学校は８学級で、４学年において単学級となっており、今後も小規模化が進むことが見込まれます。
○堅下小学校は、本市において最も長い歴史を有する学校の一つです。堅下北小学校は昭和４９年に堅下小学校から、堅下北中学校は昭和５１年に柏原中学校から、分離して創立しました。
○堅下北小学校の校区は、堅下北中学校区全体の約４分の１の面積で、最長の通学距離は０．８ｋｍと比較的狭い校区となっています。
○堅下北中学校区には複数の指定避難場所がありますが、土砂災害の影響が少ない大型の指定避難場所として、堅下北小学校、堅下合同会館があります。

堅下南中学校区（堅下南小学校・堅下南中学校）

○令和８年度時点で、堅下南小学校は１０学級となっており、適正規模を下回っていますが、０～５歳の人口が比較的多く、今後、一時的に適正規模となる可能性があります。
○堅下南中学校は６学級となっており、今後も小規模化が進むことが見込まれます。
○堅下南小学校、堅下南中学校ともに校区が広く、通学距離は最長で約３ｋｍであり、土地の起伏もあります。このため、一部地域の低学年児童にスクールバスを運行したり、一部地域の中学生に自転車通学を認めたりするなど、通学支援を行っています。
○堅下南小学校は昭和５２年に堅下小学校から、堅下南中学校は昭和５８年に柏原中学校及び堅下北中学校から、それぞれ一部を分離して創立しました。堅下南小学校高井田分校は、児童数の減少により、平成２５年度末で閉校しています。
○保護者や地域から、学校規模や教育活動の維持・向上を求める意見が寄せられており、今後の学校のあり方について、早期に検討を進める必要があります。

玉手中学校区（玉手小学校・旭ケ丘小学校・玉手中学校）

○令和８年度時点で、玉手小学校は９学級となっており、今後も小規模化が進むことが見込まれます。
○旭ケ丘小学校は１０学級となっており、適正規模を下回っていますが、０～５歳の人口が比較的多く、今後、一時的に適正規模となる可能性があります。
○玉手中学校は９学級となっていますが、生徒数の減少が続いており、今後、適正規模を下回ることが見込まれます。
○最長の通学距離は、小学校で１．５ｋｍ、中学校で２．５ｋｍです。通学区域内に玉手山があることから、通学の負担が大きい児童生徒もいます。
○玉手小学校は昭和４８年に国分小学校から、旭ケ丘小学校は昭和５６年に国分小学校及び玉手小学校から、玉手中学校は昭和６０年に国分中学校から、それぞれ分離して創立しました。

○玉手小学校、玉手中学校では、外国人児童生徒の増加が顕著であり、日本語指導や多文化共生教育に関するニーズが高まっています。
○校区内において、今後、大規模な道路整備工事等が予定されており、通学路の安全性について懸念があります。また、人の流れが変化する可能性もあることから、児童生徒数や地域の状況を現時点で見通すことが難しい状況にあります。

以上の４中学校区については、それぞれの児童生徒数の推移、学校の特性、通学条件、地域の状況等が異なることから、これらを踏まえて再編整備の必要性及び優先度を判断する必要があります。

堅上中学校区については、小規模特認校として培ってきた特色ある教育活動を継承・発展させるとともに、その魅力をさらに高め、児童生徒の確保につなげていくことが適切です。また、地域とのつながりを生かし、学校が地域の拠点として果たす役割をさらに充実させることが望まれます。

また、玉手中学校区については、今後の児童生徒数の推移に加え、道路整備等による地域の変化や通学路の安全性、人の流れの変化等を見極める必要があります。このため、現時点で具体的な再編整備の方向性を定めるのではなく、今後５年程度の状況を注視し、その時点で改めて検討することが適切です。

一方、堅下北中学校区及び堅下南中学校区については、今後、児童生徒数の減少に伴い小規模化が進む学校が複数あることに加え、学校施設の老朽化、通学距離や通学条件等を踏まえ、他の中学校区に先行して、再編整備の具体的な検討を進める必要があります。また、堅下北中学校区及び堅下南中学校区は、これまで学校の分離・新設が行われてきた歴史的経緯や地理的なつながりがあることから、両中学校区を一体的に捉え、堅下地域全体の適正規模・適正配置について検討することが適切です。

（２）再編整備に向けた検討案

堅下地域の再編整備について、これまでの審議を踏まえ、次の方向性を確認しました。

○堅下地域の3小学校を再編し、新たな小学校1校を整備すること。

○中学校については、統合した場合においても将来的に適正規模を下回る可能性があることから、新たな中学校を整備することはせず、既存施設の活用を基本として検討すること。

○再編整備に伴い通学区域の見直しが必要となることから、児童生徒の通学距離や安全性、地域のつながり等を踏まえ、通学区域の再編を検討すること。

今後はこれらの方向性を踏まえ、具体的な学校の配置、施設整備の方法及び通学区域のあり方等について検討を深めます。その上で、最終答申において、堅下地域における再編整備の具体的な方向性を示すこととします。

おわりに

本審議会では、本市の児童生徒数の推移や学校規模、学校配置、通学条件、学校施設の状況等を踏まえ、市立小・中学校の適正規模・適正配置について審議を重ねてきました。

児童生徒数の減少や学校施設の老朽化など、学校を取り巻く状況が変化する中、将来にわたって児童生徒により良い教育環境を確保するためには、適正規模・適正配置の基準を踏まえつつ、それぞれの地域の実情や学校の特性、将来のまちの姿等を考慮し、学校のあり方を検討していくことが重要です。また、再編整備にあたっては、保護者や地域住民の多様な意見を踏まえつつ、児童生徒の学びや成長を第一に考えるとともに、まちづくりの観点も取り入れながら慎重に検討していく必要があります。

本中間答申では、これまでの審議を踏まえ、再編整備を優先して検討する中学校区を示すとともに、堅下地域における再編整備の基本的な方向性を示しました。

今後は、本中間答申において示した方向性を踏まえ、学校の配置、施設整備、通学区域等の具体的な方策についてさらに審議を重ねていきます。

また、堅下地域以外の中学校区についても、今後の児童生徒数の推移や歴史的経緯、地域の特性等を踏まえ、将来的な学校のあり方や再編整備について、現時点で考えられる大まかな方向性を審議し、その内容を最終答申に盛り込むこととします。

柏原市教育委員会においては、再編整備の具体化に向けて、教育・まちづくり・防災・福祉・財政・公共施設等の関係部署との連携を図るとともに、保護者や地域住民等に対して、審議会における検討状況や再編整備に関する考え方について、引き続き適切かつ丁寧な情報発信を行われることを期待します。

今後も審議を重ね、令和９年３月を目途に、諮問事項である「柏原市立小・中学校の適正規模及び適正配置の方策」について、最終答申を取りまとめることとします。